

「猪名川エコフェスタ2002」を開催

とき 10月13日(日)午前10時～午後4時
ところ 総合公園 芝生広場



商工会では、「人が、企業が、地球を変える、みんなが考えよう環境問題」をテーマに、今年もエコフェスタを開催します。目玉商品を集めたおとめ市、マツタケなどの秋の味覚がもらえる、xエコイズなど楽しいイベントがいっぱい。町内の人が出店するフリーマーケットコーナー、とれとれの地場野菜の50円市(買い物袋持参に限る、一人4点まで)、廃材を利用した木工工作コーナーなど環境問題を考えながら楽しい一日を過ごしてください。

真田町長が訪ねた



獅子舞は、町の伝統文化の一つとアピールする広根青年団と真田町長

広根青年団



町長 広根では、青年団が獅子舞を継承され活動しておられます。伝統文化を守ることには大変なことだと思いますがどうでしょうか。
団員 50年程前に復活させ、毎年秋祭りには豊作を祝って獅子舞を舞っています。諸先輩から厳しく舞い方を教わり存続してきました。しかし、団員が4人と少なく新団員ができませんのが寂しいです。
町長 後継者を育てることが、大事だと思いますが手立てとして、何か考えておられますか。
団員 青年団は束縛感から、なかなか入団してくれません。しかし、森の祭典や猪名川源流太鼓のコンサートにも共演させていただくことでPRもでき、後継者ができればと願っています。
町長 近年、地域の活動団体がなくなる中、広根の青年団も同様の感じがしますが、獅子舞を通じて、地域社会の形成を保持したいと思っています。獅子舞は猪名川の文化でもある

し、ぜひ存続してほしいです。
団員 広根の獅子舞も、南田原の獅子舞と同様に青年団から保存会に移行する瀬戸際の中で頑張っています。秋祭り本番が10月中旬なので、9月1日から練習を始め、体力を付けます。広根の獅子舞は、派手な獅子ではなく、田を荒らす獅子で、氏神さんに矢で射られて、今年も豊作であったことを祝うものとして始まったと聞いています。
町長 獅子舞は、動きが激しいから体力がないうとできないですね。
団員 秋祭りは、祭殿で10時から奉納させていただきます。40から50戸の家を廻りますので、最後はふらふらで申し訳ない状態ですが、次世代に継承できるように日々努力していきたいです。
町長 苦勞のなかで伝統文化を存続し、脚光を浴びることを願っています。広根の獅子舞を守るためにも、頑張ってください。

平成15年度町立幼稚園児の募集

区分	定員		園区
	4歳児	5歳児	
猪名川幼稚園 66-3899	60人	70人	猪名川小学校区 白金小学校区
松尾台幼稚園 66-0388	60人	70人	阿古谷小学校区 松尾台小学校区 つつじが丘小学校区
六瀬幼稚園 68-0369	60人	70人	楊津小学校区 大島小学校区

平成15年度入園募集を行います。
とき 10月11日(金)午後2時～同4時、10月15日(火)午後2時30分～同4時2日間(時間厳守)
ところ 居住地の園区の子供園(表1のとおり)
資格 保護者とともに町内に在住し、住民登録または外国人登録をしている次の期間に生まれた幼児
・4歳児 平成10年4月2日～同11年4月1日生まれ
・5歳児 平成9年4月2日～同10年4月1日生まれ
入園料 5千円
保育料 4歳児 6千400円、5歳児 5千500円(入園料・保育料については平成14年度現行額)
当日は各園にて面談を行いますので、幼児同伴のうえ、上履き、印鑑を持参ください。問い合わせは、教育総務課(66・6000)へ。

阪神間都市計画用途地域の変更案の縦覧

平成14年7月12日付けで都市計画法および建築基準法が改正されたことにより、従来、建ぺい率の選択肢のなかった用途地域について、複数の選択肢から建ぺい率を選択し、都市計画に定めることとなりました。このことから、都市計画を変更し、建ぺい率を指定するため、都市計画の変更案の縦覧を実施します。
なお、町内における用途地域については、現在の建ぺい率をそのまま都市計画決定で指定しますので、実態的な制限は従前と変わりません。

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積(同一敷地内にある建築物の建築面積の合計)}}{\text{敷地面積}} (\times 100\%)$$

縦覧期間 10月2日～同15日までの執務時間中
縦覧場所 兵庫県都市計画課、町都市整備課
意見書の提出 本案について意見のある住民および利害関係人は、縦覧期間中に知事に対して意見書を提出できます。
問い合わせは、県都市計画課(078-341-7711)または町都市整備課(66-8704)へ。

用途地域	建ぺい率	
	法改正前	法改正後
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域	60%	50%、60%、80%のうち都市計画で定めたもの
近隣商業地域	80%	60%、80%のうち都市計画で定めたもの
工業地域	60%	50%、60%のうち都市計画で定めたもの

町内で対象となる用途地域は、上記の6つの内下線の3地域です。(上記以外の用途地域には、法改正による変更はありません)

「違反広告物をなくし、みんなが美しいまちにしよう」

町では、美しいまちなみ景観を守るため、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の掲出に際して、許可申請書の審査や違反広告物の指導、取締りを行っています。
この条例では、特定の地域や場所(物件)では屋外広告物の掲出が禁止されていたり、許可を受けなければ掲出できないものが定められています。
しかし、町内において、この条例に違反する行為が多数見受けられ、町ではこれらの屋外広告物掲出者に対し、指導を行っています。違法行為が後を絶ちません。
屋外広告物を自ら掲出する場合はもちろんのこと、掲出場所を提供する場合でも、その場所に掲出できるものか、必ずご確認ください。

町議会定例会(9月議会)の審議内容

9月定例会で審議された内容は、次のとおりです。すべての案件について同意、可決されました。
人事案件 教育委員会委員の選任 羽間鋭雄さん(猪名川台 60歳)を新しく選任するもの
平成14年度補正予算 町一般会計補正予算(第2号) 予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4880万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億1199万円とするもの 町介護保険特別会計補正予算(第1号) 町老人保健特別会計補正予算(第1号) 水道事業会計補正予算(第1号)
条例改正 町税条例 法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の

土地所有者の方は、知らないうちに違反広告物掲出の手助けをしている場合がありますので、ご注意ください。
また、電柱、街灯、信号機、道路標識や道路上の柵、橋などに掲出されている「立看板・はり札・はり紙」は、美しいまちなみや生活環境を害し、交通事故などの原因にもなることから、掲出が禁止されており、町ではパトロールを行い、警告する「違反シール」を貼付し、一定期間経過後に除却しています。
問い合わせは、都市整備課(66・8704)へ。

10月11日～20日 全国地域安全運動実施

「みんなでつくろう安心の街」地域の皆さんと警察が、より一層協力し合い、犯罪・事故・災害などを未然に防ぎましょう。
今年の重点項目 住宅を対象とする侵入盗犯の防止。ひったくりなどの路上犯罪および乗り物盗の防止。
「犯罪から子どもを守るために」知らない人には、ついて行かない。誰かに連れて行かれそうになったら「助けて」と大声で助けを呼ぶ。一人で遊ばない。遊びに行く時は、どこで・誰と遊ぶか、家の人に言うから出かける。
問合せ 川西警察署(55-0110) 川西防犯協会(59-8718)